

団体傷害保険の補償内容が変わりました！

請負作業中にケガをした場合に補償する団体傷害保険の補償内容において、通院1日1,000円だったのが令和3年4月から通院1日2,000円に変更になりましたのでお知らせいたします。

就業中にケガをした場合は、医師の診察を受けると共に、事故の状況について速やかにシルバー人材センターまでご連絡ください。

なお、医師の治療を受ける場合は、ご自身の加入する健康保険でお願いいたします。



内容	補償内容	補償期間	
死亡	補償限度額 300万円	事故より180日以内に死亡した場合	
後遺障害	補償限度額 300万円	事故より180日以内に発生した場合	
入院	入院1日につき 2,000円	180日を限度	事故より180日以内
通院	通院1日につき 2,000円	90日を限度	

※(1) 事故の過失の割合や健康状態等により、補償が減額される場合があります。

(2) 補償されるケガ等は、就業中及び就業途上のほか、センターの主催する会議に出席中、ボランティア活動等に参加中及びそれらの途上も含まれます。(ただし、自宅など一部認められない場合があります。)

(3) 補償されるケガ等の種類は、カマで手を切った、脚立から落ちて打撲した、蜂に刺された、交通事故に遭ってケガをした等はっきりしたもので、肩や腰が痛くなったり熱中症になったというのは補償の対象になりませんのでご注意ください。